

2025年4月～

保護者記入欄

登園届(保護者記入)

万博れんげ保育園 園長殿

園児氏名

診断された病名:

受診医療機関名: 診断日: 月 日

発症日: 解熱日: 月 日 (発熱した場合)

登園可能日: 月 日から

以上のように、病状が回復し集団生活に支障がない状態であると医師より判断されましたので
月 日 から登園します。

提出日 年 月 日

保護者名

以下の感染症は医師による診断の上、上記枠内に保護者が記入してください。

○医師から登園可能と判断を受けた上で、保護者が記入した登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
インフルエンザ	発症がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症日を0日目としてその後5日間経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後約5日間	発症日を0日目としてその後5日間経過し、かつ、解熱してから24時間を経過していること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
感染性胃腸炎	症状がある間と症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルス・細菌を排出するので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症 ※	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと

※上記感染症の場合は、回復時の受診は必ずしも必要はありませんが、症状が長引く場合などは再度受診をして登園できる状態かを診てもらおうをお願いします。

※インフルエンザ・新型コロナウイルスは、発症・解熱後の療養日数が明確化されているため、当園では登園意見書ではなく、登園届としています。

※突発性発疹、川崎病、とびひ、水いぼ、アタマジラミは、登園届を提出する必要はありませんが医師の判断を受けてから、登園して下さい。

※アデノウイルスが原因である 咽頭結膜炎(プール熱)や流行性角結膜炎(はやり目)は感染力が強いため、医師記入の『登園意見書』が必要になります。

<保護者のみなさまへ>

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮ください。